

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うことについて、神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と、あん摩マッサージ指圧師 _____（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき患者の施術を担当するときは、生活保護法の規定による指定医療機関医療担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 この契約によって行った施術料金は、厚生労働省が定める施術に係る療養費の算定基準により算定した額とする。

第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは、施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第4条 甲は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。指定施術者でなくなった後においても、同様とする。

第5条 甲は、乙がこの契約による業務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、または来たす恐れがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第6条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、この契約の期間満了1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この契約の有効期間は、さらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

前記契約の确实を証するため本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

黒岩 祐治

乙

あん摩マッサージ指圧師 _____ ㊟